

文化審議会著作権分科会法制度小委員会
「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する
中間まとめ」に関する意見募集の実施について（意見募集要領）

令和2年12月4日
文化庁著作権課

この度、令和2年12月4日の文化審議会著作権分科会法制度小委員会において、「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する中間まとめ」が取りまとめられました。

つきましては、本件に関し、広く国民の皆様から御意見を頂くため、意見募集を実施いたします。御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

記

1. 意見募集の対象

「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する中間まとめ」（令和2年12月4日 文化審議会著作権分科会法制度小委員会）（以下「中間まとめ」という。）

2. 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載もしくは文化庁著作権課にて資料配布

3. 意見募集期間

令和2年12月4日（金）～令和2年12月21日（月） 必着

4. 意見送付要領

（1）意見提出の方法

以下のいずれかにより御提出ください。集計の都合上、可能な限り（ア）による御提出をお願いいたします。なお、電話・FAXによる御意見の受付は致しかねますので、御了承ください。

（ア）アンケートフォームによる提出

【注意事項】※必ずお読みください（12月19日追記）

- ・ 12月19日（土）～20日（日）の間、以下のアンケートフォームは、メンテナンス作業に伴うシステム停止により使用できなくなります。大変恐れ入りますが、当該期間に意見提出される場合は、e-Gov上の「関連資料、その他」に掲載されている「**回答様式**」の**ファイル**に御意見を御記入の上、以下のアドレスまでメールにて御送付ください。

chosaku@mext.go.jp

- ・ 判別のため、件名は【図書館中間まとめへの意見】としていただけますよう、よろしくをお願いいたします。

（※）「回答様式」中、回答欄が足りない場合は、適宜回答欄を広げていただいても構いません。

- ・以下のアンケートフォームに記載事項を記入の上、御提出ください。

<https://pf.mext.go.jp/admission/17245-2-2.html>

(※以下のQRコードからもアクセスできます。)



(イ) 郵送による提出

- ・任意の様式に記載事項を記入の上、以下の住所・宛先に送付してください。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁著作権課法規係 宛

(2) 記載事項

以下の事項を記載の上、上記(1)の方法に基づいて御提出ください。

- ・個人／団体の別
- ・氏名／団体名 (※1)
- ・電話番号 (※1)
- ・メールアドレス (※1)
- ・各項目 (※2) に関する具体的な御意見

(※1) 個人の場合は、任意の御記入で構いません。

(※2) 「中間まとめ」に基づき、以下の項目名に沿って御意見を御記入ください (御意見のない項目については、空欄で構いません)。

【項目名】

- (1) 総論 (第1章：問題の所在及び検討経緯を含む)
- (2) 第2章第1節：入手困難資料へのアクセスの容易化 (31条3項関係)
 - ①対応の方向性
 - ②制度設計等
 - (ア) 補償金の取扱いを含めた全体の方向性
 - (イ) 「絶版等資料」について (中古本の市場との関係を含む)
 - (ウ) 送信の形態
 - (エ) 受信者側での複製の取扱い
 - (オ) 国立国会図書館から送信される入手困難資料に係る公の伝達権の制限
 - (カ) 大学図書館・公共図書館等が保有する入手困難資料の取扱い

- (3) 第2章第2節：図書館資料の送信サービスの実施（31条1項1号関係）
- ①対応の方向性
 - ②制度設計等
 - (ア) 正規の電子出版等をはじめとする市場との関係（一部分要件の取扱いを含む）
 - (イ) 送信の形態・データの流出防止措置
 - (ウ) 主体となる図書館等の範囲
 - (エ) 補償金請求権の付与
 - (オ) その他
 - (i) サービス利用者の登録
 - (ii) 脱法行為の防止
 - (iii) 契約上の義務との関係
- (4) 第3章：まとめ（関連する諸課題の取扱いを含む）
- (5) その他の事項

5. 備考

- ・同一人物又は同一団体による同一意見が複数あった場合には、御意見が受け付けられない場合がございます。
- ・御意見に対して個別には回答できませんので、あらかじめ御了承願います。
- ・御提出いただいた御意見の趣旨や内容等について、個別に御質問等をさせていただく場合がございますので、あらかじめ御了承願います。
- ・御提出いただいた御意見の内容や団体名については公表する可能性がありますので、あらかじめ御了承願います（個人の氏名、電話番号、メールアドレスについては公表致しません）。

以上